

建設業者のみなさまへ

号
外

工事で発生した廃棄物の 処理責任についてお知らせ

平成23年4月1日施行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」により建設工事に伴い生ずる廃棄物の扱いが明確に規定されました。元請、下請工事それぞれの場合で以下の点に注意が必要です。

元請工事業者の場合

1. 建設工から生ずる廃棄物については、元請業者が、元請業者の廃棄物として自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託しなければなりません。
2. 廃棄物を工事現場以外の使用権原のある場所（300㎡以上）に保管する時は原則としてあらかじめ都道府県知事に届け出なければなりません。
3. 元請業者が、自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請負人が不適正な取扱いをしていた場合には元請業者もその責任を負います（措置命令の対象となります）

下請負人の場合

1. 建設工から生ずる廃棄物を処理したり処理を委託するには、廃棄物処理業の許可を有していなければなりません。（基本的に元請業者から適法な委託を受けた場合に処理が可能）

その他

1. マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付者は、交付したマニフェストの写し（いわゆるA票）を5年間保存しなければなりません。
2. 産業廃棄物の運搬又は処分の受託者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けてはなりません。
3. 一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、優良マークの許可証を交付して許可の有効期間を7年とします。

産業廃棄物の収集運搬業許可に関するご相談は藤井事務所までどうぞ

☆株式会社 藤井事務所 ☆
併設：オフィス藤井 行政書士事務所

〒730-0032 広島市中区立町1番23号ごうぎん広島ビル5F
TEL：082-240-6501 FAX：082-240-6502

